

# 消費 税 積 金 “ そ な え ”

2021年4月1日現在

項 目	内 容
商品名	消 費 税 積 金 “ そ な え ”
販売対象	・法人および個人（消費税納付対象事業所）
期 間	・6ヶ月以上2年以内
預 入	
（1）預入方法	・契約期間内で掛金を分割受入
（2）預入金額	・1回あたり10,000円以上
（3）預入単位	・1,000円単位 ※申込人の預入事情により100円単位も可
払戻方法	・満期日以後に一括して払戻します。
利 息	
（1）適用金利	・固定金利 ・当初契約時のスーパー積金（定期積金）の店頭表示約定利回りを満期日まで適用します。
（2）利払方法	・満期日以後に一括してお支払いします。
（3）計算方法	・付利単位を100円として契約期間における掛金残高に年利回りを乗じて計算
税 金	・個人の利息には、20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。 ※2013年1月1日～2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。 ・法人は総合課税となります。（非課税対象先もあります）
手数料	—
付加できる特約条項	・普通預金、無利息型普通預金、当座預金から自動振替による受入ができます。 ・「消費税納付特別融資」の申込みができます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、次の期限前解約利率により計算した利息とともにお支払いします。（小数点第3位以下は切捨て） 初回払込日から解約日までの期間 1年未満の場合・・・解約日における普通預金利率 1年以上の場合・・・約定利回り×60% （但し、解約日における普通預金利率を下限とします）
金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けのデジタルサイネージまたは窓口へご照会ください。
苦情処理措置・紛争解決措置	・別表（※）の通り受付しております。 ※別表「当組合の苦情処理措置・紛争解決措置等の概要について」

# 消費 税 積 金 “ そ な え ”

2021年4月1日現在

項 目	内 容
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間を繰延べ、または約定年利回り（1年を365日とする日割計算）の割合により遅延利息をいただきます。</li><li>・ 満期日以後の利息は、解約日における普通預金利率により計算します。</li><li>・ 預金保険制度の対象であり、預金保険によって元本1,000万円とその利息が保護の対象となります。 (当組合に複数の口座がある場合、決済用預金を除くそれらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。)</li></ul>